

3) 長 崎 県

# さんご漁業現況調査

昭和57年2月現在

項目		年			備 考
		54	55	56	
知事許可隻数		30(隻)	30(隻)	30(隻)	
稼動隻数		30(隻)	22(隻)	18(隻)	
採取量	総計	856(kg)	331(kg)	154(kg)	漁協で入札会 を行っていないので不明
	うち白さんご	100	42		
	桃色さんご	84	30		
	赤さんご	663	258		
	その他	9	1		
水揚金額	総計	63,941(千円)	31,667(千円)	27,472(千円)	
	うち白さんご	339	117		
	桃色さんご	7,386	5,042		
	赤さんご	54,260	26,255		
	その他	1,956	253		

## その他参考となるべき事項

(1) 許可方針

別紙1

(2) 許可船の所属県別内訳

30隻すべて長崎県船

(3) 許可船の規模別内訳

5トン未満12隻、5トン～10トン未満16隻、10トン～20トン未満2隻

(4) 主漁場の概略図

別紙2



## さんご漁業許可方針

### (目的)

第1条 この方針は、長崎県漁業調整規則(以下「規則」という。)その他漁業関係法令とあわせて、当該漁業の調整をはかり、あわせて漁業秩序の維持、確立を期することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この方針はさんご漁業に適用する。

### (許可の対象者)

第3条 長崎県五島支庁の管轄区域内における漁業協同組合の組合員とする。

### (操業区域)

第4条 当該漁業の操業区域は、北緯33度00分以南、東経129度13分以西の長崎県海域とする。ただし、北緯33度00分、東経128度30分の交点と、北緯32度25分、東経128度17分の交点を結ぶ線以東及び同点と、北緯32度25分、東経129度13分の交点を結ぶ線以北、並びに共同漁業権五共第33号の区域を除く海域とする。

### (操業期間)

第5条 1月1日から12月31日までとする。

### (許可の期間)

第6条 当該漁業の許可の期間は3年以内とし、一斉更新制とする。

### (許可の条件)

第7条 当該漁業の許可をするにあたっては、次のとおり条件を付するものとする。

1. 毎月の漁獲実績報告書を翌月10日までに知事あて提出しなければならない。

### (許可数の範囲)

第8条 許可統数の範囲は30統とする。

### (違反者に対する措置)

第9条 指定された操業区域に違反した者に対しては、原則として規則第31条の規定にもとづく当該漁業許可の取消しの措置をとるものとする。

### 附 則

この方針は、昭和48年12月19日から施行する。



長崎県さんご漁場図

